東邦大学付属東邦中学高等学校
校長　坂井　眞

学校感染症による出席停止について

お子様が学校感染症にかかった場合、他の生徒に感染するおそれのある間は、学校保健安全法により出席停止（欠席扱いとしない）の措置をとることになっています。

万一お子様が、医師より学校感染症と診断された場合は、直ちに学級担任へご連絡の上、ご家庭でゆっくり休養させてください。

なお、治癒後登校する際には、「登校許可証明書」を医師に記入してもらう必要があります。「登校許可証明書」を持って登校し、学級担任へご提出ください。

なお、インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症に関しては、治癒後登校する際、「療養報告書」が必要です。保護者が記入し、「療養報告書」を持って登校し、学級担任へご提出ください。

「登校許可証明書」「療養報告書」は、学校のホームページからダウンロードをして印刷できます。

登 校 許 可 証 明 書

東邦大学付属東邦中学高等学校

中学・高校　　年　　組 氏名

上記の者、下記疾患で療養中のところ、軽快し、他への感染のおそれもなく、登校して差し支えないものと認める。

記

１．疾患名及び出席停止の基準（該当疾患の左枠に○をつけてください。）

	疾患名	出校停止の基準
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後３日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後２日を経過するまで
	結核	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	溶連菌感染症	治療開始２４時間以上経過し、全身状態がよくなるまで
	伝染性紅斑（りんご病）	発疹期には感染力がないため、全身状態がよくなるまで
	手足口病	全身状態がよくなるまで
	感染性胃腸炎	嘔吐・下痢症状が軽快し、全身状態がよくなるまで
	マイコプラズマ感染症	解熱し、咳が軽快するまで
	ヘルパンギーナ	全身状態がよくなるまで
	その他の感染症（　　）	

※インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症は、別紙「療養報告書」に保護者がご記入ください。

２．治 療 期 間　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日

※ 学校生活での注意事項等

年　　月　　日

医療機関名
住　　所
医 師 名　　印

保護者が記入

東邦大学付属東邦中学高等学校
　校長　坂井　眞　様

インフルエンザ・新型コロナウイルス療養報告書

東邦大学付属東邦中学高等学校

中学・高校　　年　　組 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〔 インフルエンザ（A 型・B 型・未判定）・新型コロナウイルス 〕との診断（＿＿＿月＿＿＿日）を受け、療養中のところ、下記経過の通り症状が軽快し、出席停止期間の基準１～３を全て満たす状態に回復したことを報告します。よって、＿＿＿月＿＿＿日より登校します。

記

チェック	出席停止期間の基準	
□	1	発症日（症状の出現した日）を「0」とし、翌日から数え、５日を経過している。 →発症日を記入して下さい。　**発症日 ：＿＿＿月＿＿＿日（0日）**
□	2	・インフルエンザ…症状が軽快後、２日を経過している。 ・新型コロナウイルス…症状が軽快後、１日を経過している。 →朝から平熱に戻った日を１日と数えます。
□	3	登校しても活動できる状態に症状が回復している。

受診した医療機関名 〔　　〕

上記のとおり相違ありません。

＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日　保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印